第２回京丹波町成年後見支援センター運営委員会

日時：令和８年１月２７日（火）
午後１時３０分～３時
場所：京丹波町役場　２階　大会議室
及びオンライン（ZOOM 活用）

出席者　委員：松田委員長、上田副委員長、川上委員、津田委員、中川委員

オブザーバー：京都家庭裁判所　永島主任書記官
（オンライン出席）京都府　今井社会福祉士、
（欠席）京都家庭裁判所　白石主任書記官

事務局：健康福祉部福祉支援課：原澤課長、上西補佐、堀補佐、中川主任、福井
京丹波町社会福祉協議会：山本課長、山崎係長　（欠席：岼次長）

１　開会　（原澤課長の司会により進行）

２　委員長あいさつ

一昨日はこちらもすごく雪が降っていたのだと思います。私は朝５時起きで愛宕山に登っていました。京都市内とは思えないほど雪が積もっていたので、こちらも雪がすごいことになっているのではと園部駅からバスでと調べていたが晴れていたため確認したらノーマルタイヤでも大丈夫とのことで車で来ました。本日もよろしくお願いします。

３　協議事項

（１）京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

（説明：事務局（堀補佐）資料１説明）

副委員長　：成年後見の報酬助成について令和７年度１件。生活保護の方ということでしたが、この方は新しく申立てがあり就任された方からの助成依頼だったのか。

事務局　　：一昨年か昨年に就任された方で、比較的新しい方になります。

副委員長　：障がい者の相談であったり、病院や施設からの相談が多いと説明にあったが、京丹波町の利用支援事業の対象者に関する相談だったのか。例えば、障がい者の方であれば別の市町村が保険者である可能性がある。

事務局　　：障がい者の方の相談については、いずれも他市町村が保険者であり、町内の障がい者施設に入所されている方の両親が高齢になったり亡くなられたなどの相談でした。病院からの相談については京丹波町に住所がある方についてでした。

副委員長　：障がい者からの相談の場合で利用支援事業の対象外、申立ての対象外の方の場合どのように対応されるのか。

事務局　　：基本はお互いの市町村で相談するというのが基本になると思っています。それぞれ市町村により要綱が違いますので、市町村同士の協議が必要になると思います。副委員長にも関わっていただいたケースについては、住所は京丹波町、措置は京都市でありお互いの要綱からすると宙ぶらりんになってしまうケースでしたが、相談により京都市が申立てを進めていくという方向になりました。

副委員長　：自治体同士で調整をされるということですね。

委員長　　：こういった複数の市町が絡む案件というのは、なかなか調整が難しい。今回は話し合いで解決ができたようだが、どちらの市町村からも対象者ではないと放置されるケースもあると聞いている。市町村レベルではなく、国が指針を作らないと難しいのではないかと言われている。

（２）対応事例について

（説明：事務局（中川主任）資料２説明）

≪議事録非公開≫

（３）令和８年度のスケジュール（案）について

（説明：事務局（堀補佐）資料３説明）

副委員長　：この地域もそうだと思うが裁判所の申立てに際して診断書を書いてくれる医師が少ない。提出される診断書も裁判所が求めているものと少しズレた物があると耳にしている。医師に書き方の説明などは難しいと思うが、ケアマネジャーや施設の相談員、病院の連携室に対して事前にどういった情報を医師に伝えておけば裁判所が求める診断書を書きやすいかなどを説明するような講座を開催しているので、もし京丹波町でもそういった機会があれば講師を派遣できる。

事務局　　：ぜひ活用させていただきます。

委員長　　：支援調整会議が随時開催ということで、こういった事案が起きた時にどういった対応があるかということを気軽に問い合わせてもらえたらと思う。他市は運営委員全員にメールで問い合せが来ており、全員で議論しているような形になる。今日のような事案でメールでは複雑で難しい場合などは、ZOOM などで会議を行うことも可能。

委員　　：先ほど事例であった水道代や医療保険に滞納があるケースなどは、担当者だけで問題を抱えており、課題を横に繋げられていない。後で確認すると、もっと早く言ってくれていたら解決できたということもある。水道代が払えていない、税金の支払いが出来ていない、その段階でなにかアプローチできたらよかった。行政の内部からも成年後見支援センターに情報共有が来るように住民の生活困窮が表れやすい部分の担当者などにも研修の機会を作りスケジュールの中に入れてもいいのではないか。

オブザーバー：事案に対してですが、いろんなことが起きて初めて問題や状態を把握されご苦労されたのかと思う。早い段階から情報を全体で共有しあい、これはどうなのかという視点を常に持ち対応してもらうとより方向性も見える。専門職、私たちも含めて早めに相談してもらえればと思う。対応は皆さんが中心にされることにはなるが、自分たちで抱え込んでしまわないよう、負担を軽減し一緒に考えていくという形が取れればよいと思う。ぜひ今後とも相談いただけたらと思う。来年度の法改正については１月１３日に大枠がほぼ固まり、方向性が示されるとホームページ等で明らかになると言われている。そのあたりも踏まえて３月末には法案として提出され来年度の形・方向性を含めて見えてくる。国の動きと今後の動向にも敏感なりながら共有しながら取り組みを進めていけたらと思う。

（４）その他

●令和８年度第１回運営委員会の日程について

事務局　：来年度につきましても年度初め早々に運営委員会を予定しておりますが、年度も改めますので今回は改めて別途調整させていただきます。４月５月ごろに予定をしているということでご予定していただければと思います。

４　閉会　副委員長あいさつ

閉会のあいさつとして私からのお願いなんですが、今回の事例は後見人が付いてしまえば話はそんなにややこしくないと思います。これから経験する事例の中には困難事例、後見人がついてからも中核機関からの支援が必要な事例がたくさんあると思います。後見人が付いたからと支援をやめてしまうのではなく、中核機関が支援のチームを作った上で後見人を迎え入れてあげるような取り組みをしてもらえるとありがたいと思います。そこまでは難しいとしても後見人がついた後も支援をやめないで後ろから支えてあげて欲しいです。専門職団体も人がたくさん居る訳ではなく自分の身の丈以上に件数を受けなければならないというのが現状です。法改正でどう変わるのか分かりませんが法改正まではこの形がずっと続くと思いますので、中核機関の入り口だけをするのではなく、最後の出口まで見て行ってほしいと思います。今回の事例については、私も関与したことがあります。相当困っておられると思います。今後とも頑張って支援してもらえたらと思います。本日はありがとうございました。